

公 募 説 明 書

独立行政法人家畜改良センター所有山羊精液の配布に係る公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

1 担当部局

〒385-0007 長野県佐久市新子田2029-1

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場総務課・種苗業務課

電話 0267-67-2501 ファクシミリ 0267-68-4743

Eメール：nlbc-yagi@nlbc.go.jp

2 契約概要等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件 名 | 独立行政法人家畜改良センター所有山羊精液の配布 |
| (2) 事業方針 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 公募対象畜 | 〃 |
| (4) 配布条件 | 配布希望者が、公募説明書による提案書の提案内容について公募審査委員の審査により適当と認められるものであった場合に配布するものとする。 |
| (5) 配布期間 | 公示日から令和8年3月31日 |
| (6) 引渡場所 | 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場 |
| (7) 配布価格 | 別紙仕様書のとおり |
| (8) 配布方法 | 本件は、1頭分ごとの山羊精液を提案書提出順により契約者を決定する。 |

3 公募説明書に対する質問

本公募説明資料に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。(様式は自由)

- (1) 受付時間：土曜日、日曜日、祝祭日を除く、9時00分から17時00分(12時00分～13時00分を除く。)までとする。
- (2) 提出場所：上記1担当部局あてとする。
- (3) その他：書面を持参、郵送、ファクシミリ又はEメールによること。

4 質問に対する回答の方法

問い合わせの都度、個別に行う。

5 提案書等に関する事項

提案書等は別添応募資料作成基準により作成すること。

6 提案書の提出期限及び場所

(1) 提出期限：８時３０分から１７時００分

なお、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

(2) 提出場所：上記１担当部局宛てとする。

(3) そ の 他：提出した提案書の変更又は取消をすることはできない。

7 入札の無効

別紙公募参加心得書において示した条件に違反した提案書は無効とする。

8 配布者の決定方法

提案書の提案内容が、公募審査委員による審査の結果、長野支場長が配布者として適当と認められる者であった場合、配布する。

9 誓約書の提出

誓約書（別紙１）に基づき記名・押印のうえ、提出するものとする。ただし、契約金額が１万円未満の場合にあたっては提出を省略することができる。この場合、提案書の提出をもって誓約書の内容に同意したものとする。

10 配布の方法

長野支場において山羊精液の引渡を受ける場合、事前に引渡可能時間を確認することとする。

精液の宅配を希望する場合は、輸送に係る経費は配布対象者の負担とする。

11 代金の納付

配布代金は、納付期限までに指定の振込先に納付又は現金による納付、若しくは当场が指定する輸送業者による代金引換サービスによる納付とする。なお、代金納付に係る経費（振込手数料、代金引換サービス手数料）は配布対象者の負担とする。

12 受領書の提出

精液を受領した際には、受領書（別紙２）を提出するものとする。

ただし、代金引換サービスを利用した場合は、提出を省略することができる。

13 その他

(1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 配布希望者は、別紙公募参加心得書の内容を遵守し、誓約書（別紙１）を熟読のうえ、応募すること。

(3) 交付した資料の返却は要しない。

(4) 本件に関する照会先は、上記１担当部局とする。

(5) 提案書の内容について、配布希望者の選定及び契約書以外に無断で使用するのではない。

(6) 提出された書類等は一切返還しない。

(別紙 1)

誓約書

年 月 日

独立行政法人

家畜改良センター茨城牧場長野支場長 殿

住 所

氏 名

印

令和 7 年 月 日付けで独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場長より公示された山羊精液の配布を受けるにあたっては、下記事項について厳守することを誓約します。

記

- 1 (1) 納付期限までに代金を、指定の口座への振込、現金、又は代金引換により納付します。
(2) 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.6% (当該納付期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3%) の割合で計算した金額を延滞金として納付します。
(3) 延滞金の額を計算する場合は、家畜改良センターの規定により算出された額を納付します。
ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 2 当該精液の引渡しに要する費用 (運送料、代金引換手数料、振込手数料) は、乙が負担します。
(ただし、貴職に故意または重大な過失があった場合を除きます。)
- 3 当該精液の引取りが完了したときは、速やかに受領書を甲に提出します。
- 4 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部について解除をされても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。
 - (1) 貴職の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
 - (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により解約を申し出て、貴職が承認したとき
 - (3) 当方がこの契約に違反し、または正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
 - (4) この契約の履行にあたり、当方または当方の使用人等に不正の行為があったとき
 - (5) 当方が破産の宣告を受けた場合または、そのおそれがあると認められるとき
 - (6) 当方から契約の解除を申し出たとき
- 5 前条第 3 号から第 6 号までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の 10 分の 10 に相当する額を貴職の請求により納付いたします。ただし、前項第 1 号の配布取りやめ又は延期による場合、又は第 2 号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。
- 6 当該精液の配布にかかる輸送中の事故については、貴職に対し損害賠償の請求は行いません。
- 7 当該精液の引取り後において、貴職に故意又は重大な過失がない限り、当該精液について瑕疵があることを発見した場合においても、代金の減免、若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をしません。
- 8 当該精液について、CAE (山羊関節炎・脳炎)、ヨーネ病以外の疾患等が売買契約による引渡し時以降に発生又は発見された場合には、貴職に故意又は重大な過失がない限り、やむを得ないものとして、瑕疵担保責任その他何らの名目をもって貴職に損害賠償の請求をしません。
- 9 当該精液の利用は日本国内に限定し、海外で利用しません。

(別紙 2)

受領書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場長 殿

住 所
氏 名

下記のとおり受領しました。

記

1. 配布精液の名号当

種 類	区 分	品 種	名 号	数 量

公 募 参 加 心 得 書

（応募等）

- 第1条 配布希望者は、公募に係る公示、公募説明書、誓約書、仕様書及び応募資料作成基準を熟読のうえ、応募しなければならない。
- 2 配布希望者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 3 配布希望者は、配布決定後、第1項の書類について不明を理由に異議を申し立てることができない。

（応募の方法）

- 第2条 配布希望者は、提案書を直接、郵送又は宅配により提出しなければならない。

（公正な配布の確保）

- 第3条 配布希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（配布の取りやめ等）

- 第4条 配布希望者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な配布ができないと認められるときは、当該配布希望者を参加させず又は配布を延期し、若しくは取りやめることがある。

（応募の無効）

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。
- （1）競争に参加する資格を有しない者のした応募
 - （2）記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く応募
 - （3）誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募
 - （4）明らかに連合によると認められる応募
 - （5）提案書が長野支場長又は公募審査委員の審査の結果、採用されなかった応募
 - （6）その他応募の条件に違反した応募

（配布対象者の決定）

- 第6条 提案書が公募審査の結果により、適当と認められる者を配布対象者とする。

（配布者の決定方法）

- 第7条 配布者の決定は、提案書の配布希望総数が配布可能数量に満たない場合は、提案書の受付日時が早い順に決定し、配布可能数量を超えた時点で決定を中止する。

(配布者の決定通知)

第8条 長野支場長は、配布者の決定にあつては、文書により通知する。

(契約を履行しない場合の違約金)

第9条 配布対象者は、提案書に基づき山羊精液の引取り及び山羊精液代金の支払いを行わない場合は、天災地変その他不可抗力による場合を除き、長野支場長に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金は、長野支場長が発行する請求書により所定の期日までに支払うものとする。

(契約を締結できない場合)

第10条 配布通知後から契約締結までの間に天災その他、長野支場の責に帰することのできない理由により配布不可能となった場合、配布者は長野支場長に対して違約金の請求はできないものとする。

(参加意思確認書等において使用する言語及び通貨)

第11条 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

仕 様 書

1 件名

独立行政法人家畜改良センター所有山羊精液の配布

2 事業方針

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）で行う業務は、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」及び「家畜改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する安全で信頼される畜産物の安定供給や国内畜産の振興に貢献するものとしています。

このため、センターでは、我が国における山羊の改良増殖を図るため、センターが所有する山羊精液を配布することとします。

3 公募対象畜及び配布価格

（１）公募対象山羊精液の品種は日本ザーネン種（別紙）です。

（２）配布価格（税別）は、１本あたり９６０円です。

（３）配布する精液は、凍結精液及び液状精液となります。

液状精液の配布は原則、繁殖シーズンである１０月から１２月（年末を除く）に限ります。なお、１発情で使用する３本分の量の精液を１つの容器に入れて発送します。

4 提案内容

（１）応募者は別添の様式に従い、提案書を作成し提出してください。

（２）その他の事項

審査の過程において、提案書について説明をお願いすることがあります。必要となった場合は、ご連絡いたします。

仕様書別紙

番 号	品 種	名 号	登録番号	生年月日	角	父	母
白58	日本ザーネン種	22NS506	本♂第54号	R4.3.19	有	16NS512	19NS004
白59	日本ザーネン種	22NS519	本♂第55号	R4.3.22	有	17NS525	18NS026
白61	日本ザーネン種	22NS530	本♂第57号	R4.4.7	有	17NS525	20NS014
白62	日本ザーネン種	23NS501	本♂第58号	R5.3.6	有	19NS520	17NS005
白510	日本ザーネン種	23NS535	本♂第59号	R5.4.10	有	エクスカリバー エドゥアル ド	20NS008
白511	日本ザーネン種	24NS516	産♂第1019号	R6.3.15	有	18NS518	21NS005

独立行政法人家畜改良センター所有
山羊精液の配布

応募資料作成基準

令和 7 年 6 月 3 日

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場

本書は、独立行政法人家畜改良センター参加者の有無を確認する公募取扱要領により、独立行政法人家畜改良センター所有山羊精液の配布に係る応募資料作成基準を取りまとめたものである。

第1章 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場が公募参加者に提示する資料及び公募参加者が提出すべき資料

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場（以下「長野支場」という。）は、公募参加者に表1に示す資料を提示する。公募参加者は、それを受け、表2に示す資料を作成し、長野支場に提出する。

[表1 長野支場が公募参加者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 公募競争参加心得	公募に関する注意事項を記述。
② 誓約書	落札者からの提出を求める誓約書内容を記述。
③ 仕様書	独立行政法人家畜改良センター所有山羊精液の配布に係る仕様を記述（事業の実施方針等）。
④ 応募資料作成基準（本書）	提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。

[表2 長野支場に提出する資料]

資料名称	資料内容
① 提案書	仕様書に記述された提案内容について、どのように実現するかを説明したもの。 第3章の提案書雛形（別紙）に沿って記載されたもの。

第2章 提案書の構成及び作成要領

2. 1 提案書の構成及び記述事項

提案書は、表3の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に理解したうえで記述すること。

[表3 提案書目次]

提案書 目次項番	項 目
1	提案内容
2	配布申請理由
3	代金の納付方法
4	その他

2. 2 提案書様式

- ①提案書は第3章「提案書雛形」を使用して作成する。
- ②提案書はA4判にて、1部提出すること。

2. 3 留意事項

- ①公募参加者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料が対応するように作成すること）。
- ②上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではない場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第3章 提案書雛形

3. 1 提案書雛形を使用するにあたっての留意事項

- ①提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容を示している。入札者は、提案書雛形を参考に提案書を作成する。

3. 2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙を参照すること。